

貝塚市空き家バンク家財道具処分等事業

補助制度のご案内

2020.04.01

空き家バンクへの登録促進を目的として、空き家バンクへの登録後に売買・賃貸借契約が成立した物件の所有者等に対し、登録物件の家財道具の処分等に要する費用の一部を補助する制度を創設しました。

補助条件

- ①申請者は、空き家バンクの登録物件の所有者等とする(法人や利用登録者を除く)。
- ②売買又は賃貸借に関する契約を締結した日から30日以内の申請であること。
- ③補助対象者の2親等以内の者との売買(賃貸借)契約ではないこと。

補助金の額

処分等(清掃含む)に要する費用(下記)の2分の1とし、10万円を上限とする。(千円未満切捨て)但し、交付決定前に実施したものは対象外とする。

- (1) 家電リサイクル製品において、市の指定業者等に委託する場合は、屋内からの搬出、収集、運搬、リサイクル料に要する費用とする。個人が直接搬出する場合は、車両借り上げ料、リサイクル料に要する費用とする。貝塚市に収集、運搬を依頼する場合は、収集、運搬、リサイクル料に要する費用とする。
- (2) 敷地内の分別等片付けにおいて、シルバー人材センター等へ委託等の契約を行う場合は片付けに要する費用とする。個人が行う場合は、車両借り上げ料、クリーンセンターへの直接搬入処分に要する費用とする。
- (3) 清掃等においては、清掃業者等への委託等に要する費用とする。
- (4) 収集、運搬、処分に必要なおみ袋等の購入に要する費用とする。

受付期間

令和2年4月1日から令和3年2月26日まで。(実績報告は令和3年3月15日まで)

補助の手続きについて裏面に記載しています。

補助の手続き

1. 空き家バンクに登録

登録物件の売買や賃貸借契約締結

このタイミングで片付けが必要な場合に活用ください

2. 補助金の交付申請

必要書類 ⇒

- ①申請書
- ②処分等を実施する前の写真
- ③処分等に要する費用の見積書等
- ④バンク登録物件の売買・賃貸借契約書

※申請書はホームページ若しくは窓口にてお求めください
その他条件はバンク登録時の情報を参照させていただきます。

交付決定の後、片付け

3. 完了実績報告

必要書類 ⇒

- ①実績報告書
- ②処分等の完了後の写真
- ③処分等に要した費用の領収書等

※報告書はホームページ若しくは窓口にてお求めください

実績に照らし合わせて交付額を確定した後、お支払い。

完了

その他

交付決定前に実施された処分費に要した費用は対象外となります。

お問い合わせ先 貝塚市 まちづくり課 住宅政策担当

(072-433-7214)まで